

令和5年第5回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和5年3月27日（月）
 午後4時00分～午後4時32分
- 2 と ころ 教育委員会室
- 3 出席委員
 石塚教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員
 阿部教育部長 村上学務課長 原田おいしい給食推進室長 島指導室長
 杉本生涯学習課長 北清生涯学習課参事
 高橋学務課長補佐 高橋学務課主幹 谷川生涯学習課長補佐
 石本学校教育係長
- 5 開会
 梅田委員を署名委員に指名
 会期を1日と決定
- 6 議件名
 議案第6号 美唄市教育委員会事務局職員人事の件
 議案第7号 美唄市学校運営協議会規則の一部改正の件
 議案第8号 美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件
 議案第9号 美唄市就学援助規則の一部改正の件
 議案第10号 美唄市スポーツ推進委員委嘱の件
 その他1 令和5年第1回市議会定例会一般質問について

概要記録

16:00

●石塚教育長 ただいまから、令和5年第5回美唄市教育委員会議を開会いたします。順序第1 会議録署名委員に梅田委員を指名します。次に順序第2 会期の決定につきましては本日1日といたします。次に順序第3 教育長報告、行事予定について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 それでは、2月21日第3回教育委員会以降の教育長報告についてご報告を申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事予定説明（添付資料 別紙2）

●石塚教育長 教育長報告、行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 なければ次に移ります。順序第4 議案第6号美唄市教育委員会事務局職員人事の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

（教育部長 説明）

●石塚教育長 異議ないものと認め、議案第6号美唄市教育委員会事務局職員人事の件について、原案どおり可決といたします。では、暫時休憩いたします。

（説明員入室）16:12

●石塚教育長 それでは再開いたします。議案第7号美唄市学校運営協議会規則の一部改正の件について議題とします。事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 議案第7号美唄市学校運営協議会規則の一部改正の件について、ご説明をいたします。美唄市学校運営協議会につきましては、平成29年度から各学校に設置し、学校と保護者、地域連携・協働のもと学校運営の改善・充実や地域づくりに取り組んでいるところですが、令和5年度から中央小学校と美唄中学校の2つの学校運営協議会を統合して取り組むこととなり、協議会に参加する委員が増えることから規則で定める委員数につきまして必要な改正を行うものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。改正内容といたしましては、第8条第1項に規定する「委員数16人以内」を「20人以内」と改め、施行期日について令和5年4月1日と定めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

●土肥委員 これまで委員の定員を「16 人以内」となっていますが、不都合な点はあったのでしょうか。

●高橋学務課長補佐 今まで別々に活動してきましたので、16 人でも不都合はなかったのですが、今説明がありました通り、この度中央小学校と美唄中学校が統合してコミュニティスクール、学校運営協議会を持つことになり、今、参加している委員数より増えることになることから、今回の改正ということになっています。

●土肥委員 わかりました。

●石塚教育長 他にございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。議案第 7 号美唄市学校運営協議会規則の一部改正の件についてご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 7 号美唄市学校運営協議会規則の一部改正の件について原案どおり可決といたします。

●石塚教育長 次に、議案第 8 号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 それでは、議案第 8 号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について、ご説明をいたします。本規則に定める奨学金の給付額につきましては、文部科学省が実施します「子供の学校教育費調査」の結果を根拠としており、その調査における「図書、学校用品、実習教材費」と「教科外活動費」の合計額を月額換算した額を給付額としておりました。昨年 12 月に令和 3 年度の調査結果が公表され、現在の給付月額に乖離があることから、必要な改正を行うものであります。次のページをご覧ください。改正内容といたしましては、第 4 条第 1 項に規定する奨学金の額「月額 7,000 円」を、「月額 8,000 円」と改め、拡充するものでございます。施行日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日と定めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。議案第 8 号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件についてご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 8 号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について原案どおり可決といたします。

●石塚教育長 次に、議案第 9 号美唄市就学援助規則の一部改正の件について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 議案第 9 号美唄市就学援助規則の一部改正の件について、ご説明いたします。本件につきましては、要保護児童生徒援助費補助金の支給対象となっております「オンライン学習通信費」を新たに就学援助費の対象項目とするため、また、要保護児童生徒援助費補助金の「新入学児童生徒学用品費の中学生分」が改定となることから、必要な改正を行

うものでございます。次のページをご覧ください。改正内容といたしましては、第5条第1項第14号として「オンライン学習通信費」を新たに項目に加え、次に、別表の対象費目のうち、新入学児童生徒学用品費の中学校年間支給額等欄の額を「60,000円」から「63,000円」に改めるほか、新たに支給対象費目として「オンライン学習通信費」を新設し、援助内容、年間支給額等を記載のとおり規定するものでございます。施行期日につきましては、令和5年4月1日と定めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●要覚委員 オンライン学習通信費について質問します。14,000円の内容というか、Wi-Fiのレンタル料ということではなくて、純粋な通信費をお支払いするということになるのでしょうか。

●村上学務課長 通信費という形になります。年間で14,000円ということでございます。

●要覚委員 年間ですね。これは、家庭からの申請ではなく最初からお支払いすることになるのでしょうか。

●村上学務課長 まず、就学援助該当の世帯ということが前提となります。その中で各学校において学校がオンライン学習と定義するものについて家庭に援助するという形になりますので、まずは就学援助の申請をいただいて、その後、家庭の環境の調査や各学校への取組の確認を行いながらお支払いをすることになります。

●要覚委員 わかりました。

●石塚教育長 他に何かありませんか。

●要覚委員 新旧対照表の医療費のことですが、援助対象の病名については道の基準なのでしょうか。

●村上学務課長 項目や援助内容、年間の支給額につきましては、国で定めております要保護児童生徒援助費補助金の同額、同内容となっております。児童または生徒の学校保健安全施行令に規定する疾病とございますので、これに定められているものということになります。

●要覚委員 これは何年前に定められた疾病なのでしょうか。

●村上学務課長 今、資料を持ち合わせていなくお答えできません。申し訳ありません。

●要覚委員 わかりました。聞いたことがない病名だったので、今ならアトピーとか花粉症のような系統が入ってもよいのではないかと思っただけの質問でした。この病名は各市町村で決められないということでしょうか。

●村上学務課長 国の法律に定められているものですので、そういうことにはならないかと思えます。

●要覚委員 わかりました。

●石塚教育長 他に何かありませんか。

●各委員 ありません。

●石塚教育長 質問がないようですのでお諮りいたします。議案第9号美唄市就学援助規則の一部改正の件について、ご異議ありませんか。

- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 9 号美唄市就学援助規則の一部改正の件について原案どおり可決といたします。
- 石塚教育長 次に、議案第 10 号美唄市スポーツ推進委員委嘱の件について、事務局から説明をお願いします。
- 杉本生涯学習課長 議案第 10 号について、ご説明いたします。スポーツ推進委員について次のとおり委嘱するもので、任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とし、委員定数は 20 名以内で、市内の各スポーツ団体から推薦をいただいた 18 名を委嘱するものでございます。各委員の氏名と推薦団体等は下記のとおりとなっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。私からは以上です。
- 石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。ご異議ございませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 ご異議ないものと認め、議案第 10 号美唄市スポーツ推進委員委嘱の件について、原案どおり可決とします。
- 石塚教育長 次に、その他 1 令和 5 年第 1 回市議会定例会一般質問について事務局から説明をお願いします。
- 阿部教育部長 それでは、その他 1 令和 5 年第 1 回市議会定例会一般質問について、ご説明申し上げます。

※一般質問（添付資料 別紙 3）

- 石塚教育長 ただいま事務局から説明がありましたが何かご質問はありませんか。
- 各委員 ありません。
- 石塚教育長 質問がないようですので、その他 1 令和 5 年第 1 回市議会定例会一般質問について、終了いたします。
- 石塚教育長 では、これをもちまして第 5 回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16 : 32 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 梅田 志織

別紙 1

教 育 長 報 告

自 令和 5 年 2 月 21 日

至 令和 5 年 3 月 26 日

区 分	会 議 等	
2月 21日	第 3 回教育委員会議	教育委員室
	「建設業に関わる図書」の寄贈式（美唄建設業協会）	教育長室
22日	第 4 回教育委員会議	
	「ランドセルカバー」の寄贈式（コープさっぽろ）	教育長室
27日	学校職員人事評価面談	教育長室
3月 1日	卒業証書授与式	美唄尚栄高校
	表敬訪問（スキージュニアオリンピック出場 美唄中 3 年）	教育長室
2日	表敬訪問（POINT&K. 0 第 37 回全日本空手道選手権大会出場 美唄中 2 年他 3 名）	教育長室
6日	第 1 回市議会定例会（～24 日）	議場ほか
7日	感謝状贈呈式（広瀬建設工業㈱）	市長応接室
9日	叙位伝達	江別市
11日	第 67 回卒園式	美唄アカシヤ幼稚園
14日	感謝状贈呈式（㈱北英建設）	市長応接室
21日	地域創造大賞受賞のお祝いの会	ストゥディオアルテ
23日	「食農補助教材」の寄贈式（JA びばい）	教育長室
	「新入学児童用防犯ブザー」の寄贈式（㈱岸本組）	教育長室

上記のとおり報告する

令和 5 年 3 月 27 日

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

4 月 行 事 予 定

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
1	土				
2	日				
3	月	第1回臨時校長会議	14:30	市民会館会議室	指導室
		美唄市立小中学校教職員辞令伝達式	15:00	市民会館大会議室	学務課
4	火				
5	水				
6	木	小・中学校入学式		各学校	
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水	第1回定例校長会議	9:30	教育委員室	指導室
13	木				
14	金	美唄市地域青少年指導員委嘱状交付式	14:00	市民会館大会議室	生涯学習課
15	土				

【生涯学習課】

街頭指導（市内巡回） 13日（木）

おはなしの会ブックスタート（3歳児） 8日（土） 15日（土） 28日（金）

10:30 図書館児童室

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
16	日				
17	月				
18	火	第1回青少年指導員・専任指導員会議	15:30	市長会議室	生涯学習課
19	水				
20	木	第1回定例教頭会議	9:30	教育委員室	指導室
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土	サン・スポーツランド美唄無料開放	9:00	サン・スポーツランド美唄	生涯学習課
30	日				

--	--	--	--	--	--